

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和六年十二月十三日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年六月二十七日奈良県指令中土第五七―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十二月四日中土第七六―九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年十二月四日中土第七七―四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市五条野町六五三番の一部、九〇一番一及び九〇一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市すみれ野一丁目一七番地三

株式会社ひまわり不動産 代表取締役 岸本 剣

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市五条野町六五三番、九〇一番一及び九〇一番二の各一部

下水道 橿原市五条野町六五三番及び九〇一番二の各一部